

御案内

平成 21 年 11 月 9 日

臨時契約監視会の開催について

総務省では、契約の競争性の確保等を図ることを目的として、省外の有識者による「総務省契約監視会」を開催していますが、今般、特定の契約に係る適法性、相当性等について検証を行うため、「臨時契約監視会」を開催することといたします。

1 目的

特定の契約に係る適法性、相当性等について、公会計等に関する知見を有する第三者の立場から検証する。

2 今般の対象

高度救急処置シミュレーターの調達（調達機関：消防庁）

3 期間

平成 21 年 11 月から 12 月まで（目途）

平成 21 年 11 月 10 日（火）に第 1 回会合を開催

4 構成員

別紙のとおり（常設の「総務省契約監視会」構成員と同じ。）

5 その他

（1）事務局

大臣官房会計課（連絡先は下記のとおり）

（2）運営等

総務省契約監視会運営方針（平成 19 年 12 月 13 日付け総務省契約監視会決定）に準じ運営し、会議は非公開とするが、毎回議事概要を作成し、総務省ホームページに掲載することによりこれを公表する。

(参考)

- (1) 総務省契約監視会の開催について（総官会第 1638 号平成 20 年 10 月 15 日付け総務省大臣官房長決定）
- (2) 総務省契約監視会運営方針（平成 19 年 12 月 13 日付け総務省契約監視会決定）

【連絡先】

総務省大臣官房会計課監査指導係

担当：課長補佐 小 林

係 長 志 村

電話(直通)：03-5253-5135

F A X : 03-5253-5138

総務省契約監視会委員

(敬称略 50音順)

有川 博 日本大学総合科学研究所教授

北大路 信郷 明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科教授

清水 涼子 関西大学会計専門職大学院教授

園田 智昭 慶應義塾大学商学部教授

高橋 伸子 生活経済ジャーナリスト

総官会第 1 6 3 9 号
平成 19 年 11 月 2 9 日
総務省大臣官房長決定

（一部改正）平成 20 年 10 月 15 日総官会第 1686 号

総務省契約監視会の開催について

1 趣旨

「随意契約の適正化の一層の推進について」（平成 19 年 11 月 2 日付け公共調達
の適正化に関する関係省庁連絡会議決定） 2. (1)に基づき、契約の競争性の確保等を図るため、省外の有識者の参集を求め、総務省契約監視会（以下「監視会」という。）を開催する。

2 監視会の開催

- (1) 大臣官房長は、年 4 回程度、公会計等に関する有識者に参集を求め、監視会を開催する。
- (2) 有識者に参集を求める期間は、2 年とする。ただし、再度参集を求めることを妨げない。

3 意見

監視会は、必要に応じて、契約の競争性の確保等について、大臣官房長に対して意見を述べるものとする。

4 庶務

監視会の庶務は、大臣官房会計課において処理する。

総務省契約監視会運営方針

平成 19 年 12 月 13 日
総務省契約監視会決定

- 1 総務省契約監視会の運営
総務省契約監視会（以下「監視会」という。）の議事手続その他監視会の運営については、この方針による。
- 2 座長
 - (1) 監視会メンバーの互選により座長を定める。
 - (2) 座長は、監視会の進行を務める。
 - (3) 座長が出席できないときは、座長が指名する者が座長代理としてその職務を代行する。
- 3 監視会の会議の公開
会議は非公開とするが、「随意契約の適正化の一層の推進について」（平成 19 年 11 月 2 日付け公共調達 of 適正化に関する関係省庁連絡会議決定）に基づき、毎回議事概要を作成し、総務省ホームページに掲載することによりこれを公表する。
- 4 その他
この方針に定めるもののほか、監視会の運営に関し必要な事項は、座長が監視会に諮って定める。